

## 明石市立明石商業高等学校産業廃棄物収集運搬処分業務委託(単価契約)仕様書

本仕様書は、明石市(以下「委託者」という。)が委託する明石市立明石商業高等学校産業廃棄物収集運搬処分業務委託の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

### 1 目的

本仕様書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、明石市立明石商業高等学校から排出される産業廃棄物の処理を受託者が受託し、適正に処理することを目的とする。

### 2 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 契約方法

収集運搬業務・・・1基(8 m<sup>3</sup>コンテナ)ごとの単価契約

処分業務・・・1 m<sup>3</sup>あたりの単価契約(1 m<sup>3</sup>に満たない場合は別途協議)

※上記単価には、現場調査費・調整費・設置費・コンテナ設置費・コンテナ入替費・維持費・コンテナ維持費・収集運搬費(積込みを含む)、マニフェスト費等1回あたりの全ての経費を含むものとする。

### 4 業務内容

明石市立明石商業高等学校から排出される産業廃棄物の収集運搬処分業務を以下の方法により行う。

受託者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)を適切に運用するとともに、明石市立明石商業高等学校から排出される廃棄物を、関係法令等を順守のうえ、適正に収集運搬処分を行う。

#### 収集運搬業務

- (1) 受託者が所有する8 m<sup>3</sup>コンテナ1基を委託者が指示する場所に30日間設置し、委託者の指示を受けて回収することにより収集運搬を行う。令和4年度は4基分を予定している。
- (2) 受託者が積替え保管を行う場合は、委託者の産業廃棄物と他人の産業廃棄物との混合は認めないため、分別が可能な状態とすることとする。

処分業務

産業廃棄物の種類は下図による。

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
産業廃棄物の具体例	コンテナ、事務用品等(タイヤを除く)	ロッカー、バット、楽器、事務机、パイプ椅子、机椅子・その他小型ごみ等	窓ガラス破片、コンクリートブロック破片等
予定数量	32 m <sup>3</sup>		
発生工程	業務		
性状及び荷姿	固形状・コンテナ		
腐敗・揮発等性状の変化に関する事項	なし		
混合等により生ずる支障	なし		
日本工業規格 C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の有無	なし		
石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	なし		
その他の注意事項	本仕様書記載事項参照		

- ※ 予定数量は推計値であり、この数量を保証するものではない。そのため、実際の数量と異なる可能性があるが、その場合においても委託単価の増減は行わない。
- ※ 具定例はあくまで例示であり、その他の物が廃棄されることがある。また、該当する種類の混合ごみが排出されることもある。
- ※ 排出する産業廃棄物のうち、金属くず、廃プラスチック類等に木材もしくは

紙類が付着しており容易に分離できない場合において、産業廃棄物として分類されるべき廃棄物については、受託者が適正に処理を行うものとする。

## 5 収集日程予定

原則として以下の日程で設置・収集をおこなうが、委託者と受託者が協議のうえ事前に日程を変更できるものとする。

	コンテナ設置期間	収集予定日
第1回	令和4年4月11日(月)～令和4年5月10日(火)	令和4年5月11日(水)
第2回	令和4年7月19日(火)～令和4年8月18日(木)	令和4年8月19日(金)
第3回	令和4年10月18日(火)～令和4年11月17日(木)	令和4年11月18日(金)
第4回	令和4年12月19日(月)～令和5年1月18日(水)	令和5年1月19日(木)

## 6 完了確認及び委託料の支払い

- (1) 受託者は、委託者の完了確認後、当該費用を請求するものとする。
- (2) 委託者は請求書等が適正であると認めた場合、請求のあった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- (3) 産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する料金は、単価(税抜)に数量を乗じ、これにより得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出する。なお、当該料金に端数が生じた場合は、1円未満は切捨てるものとする。
- (4) 収集運搬と処分業者が異なる場合は、各々別途支払を行う。

## 7 受託者の資格等

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を兵庫県知事又は兵庫県内の市長から受けており、法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を当該業務を行う区域を管轄する兵庫県知事又は該当する区域の兵庫県内の市長から受けていること。  
または、産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者が協力して見積合せに参加する場合は、各々がその許可を受けていること。
- (2) 産業廃棄物収集運搬業者は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全ての取扱許可を受けていること。
- (3) 産業廃棄物処分業者は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コン

クリートくず及び陶磁器くず」の全ての取扱許可を受けていること。

- (4) 受託者は、産業廃棄物処理の許可を受けたことを証明する書類を委託者に提出し、確認を受けなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。

## 8 作業管理等

- (1) 教育施設であるため、業務実施にあたり特に生徒に怪我を負わさぬよう細心の注意を払うこと。
- (2) 法令等を遵守したうえで安全に業務を行うこと。

## 9 その他

- (1) 収集運搬及び処分に関する契約は委託者と受託者の間でそれぞれ締結する。
- (2) この仕様書の定めのない事項に関しては、委託者・受託者協議の上決定する。
- (3) 委託者から委託された廃棄物について、委託者の事業場における積込作業の開始から処分業者の処理場までの運搬完了までに発生した事故については、その原因が委託者の責めに帰すべき場合を除き、受託者が負う。